

輸出者等遵守基準を定める省令の一部を改正する省令に関するQ&A

令和3年11月

経済産業省貿易管理部安全保障貿易管理課

(省令第1条第二号ニ関連)

Q1. 需要者等の確認は、用途と異なり取引毎に確認をする必要はないと考えておりますが、いかがでしょうか。

需要者等の情報や活動は、用途の情報とは異なり、取引の度に毎回変わるものではないと通常考えられることから、取引の度に需要者等の確認を毎回行う必要は必ずしもないものと考えております。

ただし、需要者等のうち需要者は同じであるものの代理人を変更する場合は当該代理人の確認を行うことが必要であるとともに、需要者等の情報や活動も変更することはあり得ることから、当該需要者等と継続的に取引を行う場合においては、定期的に需要者等の確認を行うことが必要です。

Q2. 今回、省令第1条第二号ニにおいて、信頼性を高めるための手続に係る規定を追加したのは、こういった趣旨からでしょうか。

情報の信頼性を高める手続に係る規定の背景として、昨今の安全保障環境下において安全保障上の機微な貨物等の管理が一層求められていることや、我が国から輸出された安全保障上の機微な貨物の流出事案が発生していることがあります。こうした状況下においては、需要者等の確認を適切に実施すること、また、その際には、技術を利用する者又は貨物の需要者以外の当該輸出等の関連事業者（輸入代理店や需要者を紹介した事業者等）から取得した情報を鵜呑みにすることなく、輸出者等としてその確認を適切に実施することにより、不正輸出等の未然防止を図ることが必要です。

このため、需要者等の確認を追記するとともに、確度の高い情報により確認することが重要であることから、輸出者等が需要者以外から用途・需要者の確認に必要な情報を得ている場合は、信頼性を高める手続を定め、用途及び需要者の確認を行うことを新たに規定しています。

Q 3. 今回、省令第1条第二号ニにおいて、信頼性を高めるための手続に係る規定を追加しておりますが、具体的に何をすればいいのでしょうか。

信頼性を高める手続の具体的な内容としては、公開情報の定期的な確認（例えば1回/年）、輸出等に関与しない第三者の提供する情報による定期的な確認、直接訪ねる機会があれば当該機会を活用した需要者からのヒアリング、軍事転用や不正転売等の重大な違反があった場合や虚偽の情報提供があったことが判明した場合には契約の無条件解除や損害賠償請求を可能とする旨を輸出等の取引の内容に盛り込むこと等が考えられます。

この場合、特定重要貨物等の取引量や性質、仕向地等を踏まえつつ、上に列記しているもの等を実施していただくことを想定しており、特定重要貨物等の輸出等において一律同じ内容を求めるものではありません。

Q 4. 包括許可を取得してストック販売をしているような場合において、信頼性を高めるための手続をどのように捉えればいいのでしょうか。

信頼性を高める手続については、特定重要貨物等の取引量や性質、仕向地等を踏まえつつ実施していただくことを想定しており、特定重要貨物等の輸出等において一律同じ内容を求めるものではありません。御指摘のような包括許可により認められるストック販売については、包括許可要領で求められる範囲内で把握している用途・需要者について信頼性を高める手続を行っていただくことを想定しています。

Q 5. 「用途及び技術を利用する者又は貨物の需要者の確認の適正な実施に当たり必要となる情報を、技術を利用する者又は貨物の需要者以外の者から入手している場合には、当該情報の信頼性を高めるための手続を定め、当該手続に従って用途及び技術を利用する者又は貨物の需要者の確認を行うこと。」とありますが、「技術を利用する者又は貨物の需要者以外の者から入手している場合」とはどのような場合を想定していますか。

「技術を利用する者又は貨物の需要者以外の者から入手している場合」とは、用途の確認、技術を利用する者又は貨物の需要者の確認の適正な実施に当たり必要な情報（技術を利用する者又は貨物の需要者の法人情報、事業活動情報等）を、当該輸出等の関連事業者（輸入代理店や、需要者を紹介した事業者等。技術を利用する者又は貨物の需要者を除く。）から間接的に得ている場合を想定しております。

Q 6. 「技術を利用する者又は貨物の需要者以外の者」となっており、前段の「需要者等」から「等」が削除されているが、ここで需要者のみとしているのはどういった意図があるのでしょうか。

用途又は技術を利用する者若しくは貨物の需要者に係る情報は、特定重要貨物等の輸出等が国際的な平和及び安全の維持を妨げる等の懸念がないことを確認する上で極めて重要な情報と考えております。

このため、当該輸出等の関連事業者（輸入代理店や需要者を紹介した事業者等）から、間接的に用途及び技術を利用する者又は貨物の需要者の確認に必要な情報を得ている場合には、用途又は技術を利用する者若しくは貨物の需要者に係る情報の確からしさを高めるために本措置を求める旨を規定しております。

Q7. 今回、省令第1条第二号チにおいて、輸出者等の特定重要貨物等の輸出等の業務に関わる子会社への指導等を追加したのは、こういった趣旨からでしょうか。

本改正規定の背景として、昨今の安全保障環境下において安全保障上の機微な貨物等の管理が一層求められていることや、我が国から輸出された安全保障上の機微な貨物の流出事案が発生していることがあります。こうした状況下においては、安全保障上の機微な貨物等の輸出等に関わる業務を担う子会社に対する安全保障貿易管理に係る管理・指導を適切に行うことにより、不正輸出等の未然防止を図ることが求められます。すなわち、輸出者等が特定重要貨物等の輸出等の業務を適正に実施する上で、用途の確認のための事前審査や事前確認といった当該業務の一部を子会社（本省令における子会社は、会社法第二条第三号に規定する子会社をいいます。）に実施させる場合において、総じて適正な実施を確保するためには、当該子会社に対する指導等が重要となります。

このため、輸出者等が、特定重要貨物等の輸出等の業務に関わる子会社に対して、最新の法及び法に基づく命令の周知その他関係法令の規定を遵守するための指導（不備がある場合の改善指導を含む。）や、輸出等の業務の適正な実施のために必要な知識及び技能を習得させるための研修、当該子会社の業務体制及び業務内容の確認を行う体制及び手続を定め、定期的に指導等を行うよう努めることを新たに規定しています。

Q8. 今回、省令第1条第二号チにおいて、輸出者等の特定重要貨物等の輸出等の業務に関わる子会社への指導等を追加しておりますが、具体的に何をすればいいでしょうか。

当該子会社の業務体制及び業務内容の確認の具体的な内容としては、最新の法及び法に基づく命令の周知その他関係法令の規定を遵守するための指導（不備がある場合の改善指導を含む。）や、輸出等の業務の適正な実施のために必要な知識及び技能を習得させるための研修に加え、当該子会社の規程類の確認や業務内容の監査、又は当該子会社が実施した監査結果の検査等を定期的に実施すること（例えば1回/年）が考えられます。

この場合、特定重要貨物等の取引量や性質、仕向地等を踏まえつつ、上に列記しているもの等を実施していただくことを想定しており、特定重要貨物等の輸出等の業務に関わる子会社に対して一律同じ内容を求めるものではありません。

Q 9. 省令第1条第二号チに規定している、輸出者等の特定重要貨物等の輸出等の業務に関わる子会社とはどのような範囲の子会社を指しますか。

国際的な平和及び安全の維持を妨げるような輸出等の未然防止という輸出者等遵守基準の趣旨からして、輸出者等遵守基準における「輸出等の業務」は輸出等の管理に係る業務を指すものであり、例えば、輸出者等の子会社が特定重要貨物等の輸出等の用途の確認のための事前審査や事前確認を実施している場合には、当該子会社は「輸出等の業務に関わる」ものと考えております。

一方で、輸出者等が子会社に輸出等の管理に係る業務を実施させることが全くない場合には、当該子会社は輸出者等遵守基準を定める省令第1条第二号チの対象外と理解いただいて構いません。

また、本省令における子会社は、会社法第二条第三号に規定する子会社をいいます。

Q 10. 省令第1条第二号チに規定する「輸出者等の特定重要貨物等の輸出等の業務に係る子会社」には、自らのビジネスとして輸出等を行う子会社を含まない理解でいいでしょうか。

全ての子会社を対象とするものではなく、輸出者等が特定重要貨物等の輸出等の業務を適正に実施する上で、用途の確認のための事前審査や事前確認といった輸出等の管理の業務の一部を子会社が担う場合における当該子会社が対象となります。

あくまでも日本の外為法の対象となる輸出等の業務に対する指導等であることから、海外子会社が主体的に行う事業活動を対象とするものではありません。